

第7章 要援護者避難訓練の実施

要援護者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることが重要です。

このため、町内会等が中心となり、要援護者や避難支援者とともに、避難訓練の実施等により、支援体制の充実を図ります。

避難訓練では、地域全体の防災意識の向上を目的とし、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行います。実施にあたっては、消防署や消防団とも連携を図りながら、要援護者の居住情報を共有することが重要です。また、地域住民や要援護者、避難支援者の積極的な参加を図ることとします。

さらに、「八雲町総合防災訓練」などにおいて、要援護者に対する情報伝達や避難支援、避難所設置運営訓練などを行うこととします。